

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和5年7月24日

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令案及び地方 公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令案に対する意見 募集

総務省は、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令案及び地方公務員 等共済組合法施行規程の一部を改正する命令案をとりまとめました。

つきましては、この案について、令和5年7月25日(火)から同年8月28日(月)までの間、意見を募集します。

1 背景

今般、地方公務員共済組合において、資格取得届書及び年金の裁定請求書における 個人番号の記載の徹底を図るため、所要の規定の整備を行います。

2 意見募集の対象及び意見募集要領

意見募集の対象:別紙1「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (案)概要」

別紙2「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令 (案) 概要」

詳細については、別紙3の意見公募要領をご覧ください。

|3 意見募集の期限

令和5年8月28日(月)(必着)詳細は要領をご確認ください。

4 今後の予定

意見募集の結果を踏まえ、速やかに省令等の改正を検討します。

(連絡先) 総務省自治行政局公務員部福利課

(担 当)森本、増山、北村

電話:03-5253-5557 (直通)

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令(案) 概要

総務省自治行政局福利課

1. 改正の内容

- 〇 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の3第1項各号に掲げる団体に使用される者で、団体から給与を受けるもののうち役員等以外の者(以下「団体職員」という。)は、組合員の資格を取得した際に、氏名、生年月日、性別、住所等のほか、基礎年金番号を記載した組合員資格取得届書を団体の長を経由して、組合に提出しなければならないと規定されている。
- 〇 今回、組合員による資格取得届への個人番号の記載の徹底を図るため、地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第93条第1項等の改正を行う予定であることに伴い、団体職員の資格取得届書においても同様の規定の整備を行う。

2. 公布日等

公布日:令和5年9月下旬(予定)施行日:令和5年9月下旬(予定)

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令(案) 概要

総務省自治行政局福利課

1. 改正の内容

- (1) 資格取得届書における個人番号の記載の徹底
- 〇 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「施行規程」という。)第93条第1項においては、組合員の資格を取得した者は、氏名、生年月日、性別、住所等のほか、個人番号及び基礎年金番号を記載した組合員資格取得届書を所属機関の長を経由して、組合に提出しなければならないとした上で、同項ただし書きにより、組合が地方公共団体情報システム機構から個人番号の提供を受けることができるときは個人番号を当該組合員資格取得届書に記載することを要しないこととされている。
- 〇 今回、組合員等の資格取得届における個人番号の記載の徹底を図るため、このただし書きを削除 する等、所要の規定の整備を行う。
- (2) 年金の裁定請求書における個人番号の記載の徹底
 - 厚生年金保険給付等に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則(昭和 29 年厚生省令第 37 号)に定めるところによるものとされ、老齢厚生年金等について裁定を受けようとする者は、個人番号又は基礎年金番号を記載した裁定請求書を、日本年金機構に提出しなければならないこととされている。
 - O また、組合員であった場合は、施行規程第 120 条第 1 項において、当該規則の規定を読み替え、 個人番号又は基礎年金番号を記載した裁定請求書を、組合に提出しなければならないこととされて いる。
- 〇 今回、老齢厚生年金等の裁定請求書においても個人番号の記載の徹底を図るため、施行規程第 120 条等を改正し、老齢厚生年金の裁定請求書においても個人番号及び基礎年金番号を記載することと する等、所要の規定の整備を行う。

2. 公布日等

公布日:令和5年9月下旬(予定)施行日:令和5年9月下旬(予定)

意見公募要領

1 意見公募対象

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令案及び地方公務員等共済組合 法施行規程の一部を改正する命令案の概要について

2 意見公募の趣旨・目的・背景

別添の報道資料の「別紙1」及び「別紙2」のとおり。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口(e-Gov)(http://www.e-Gov.go.jp/)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

4 意見の提出方法

下記(1)の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記(2)又は(3)の場合は、意見書(別紙様式)に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public)の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: chikyousai-kisoku_atmark_soumu.go.jp 総務省自治行政局公務員部福利課 あて

- ※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いします。
- ※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

- ※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)。
- ※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 総務省自治行政局公務員部福利課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合 があります。その場合の条件は次のとおりです。

- 〇ディスクの種類: CD R、CD RW、DVD-R 又は DVD-RW
- ○ファイル形式: テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)
- 〇ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。 なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承 ください。

5 意見提出期間

令和5年7月25日(火)から令和5年8月28日(月)まで(必着) ※郵送については、締切日必着とします。

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれ の意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さ い。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省自治行政局公務員部福利課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名(法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください(連絡担当者の氏名は公表しま

せん。)。

- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ 御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示すること があります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しま すので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省自治行政局公務員部福利課

担 当:森本 増山 北村

電 話:03-5253-5557

電子メールアドレス: chikyousai-kisoku_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。 メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省自治行政局 公務員部福利課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所 (所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令案及び地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令案の概要について」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- 注 1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡 担当者の氏名を記載すること。
- 注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載する こと。

別紙様式

御意見